

5 住民税の算出方法

(1) 均等割

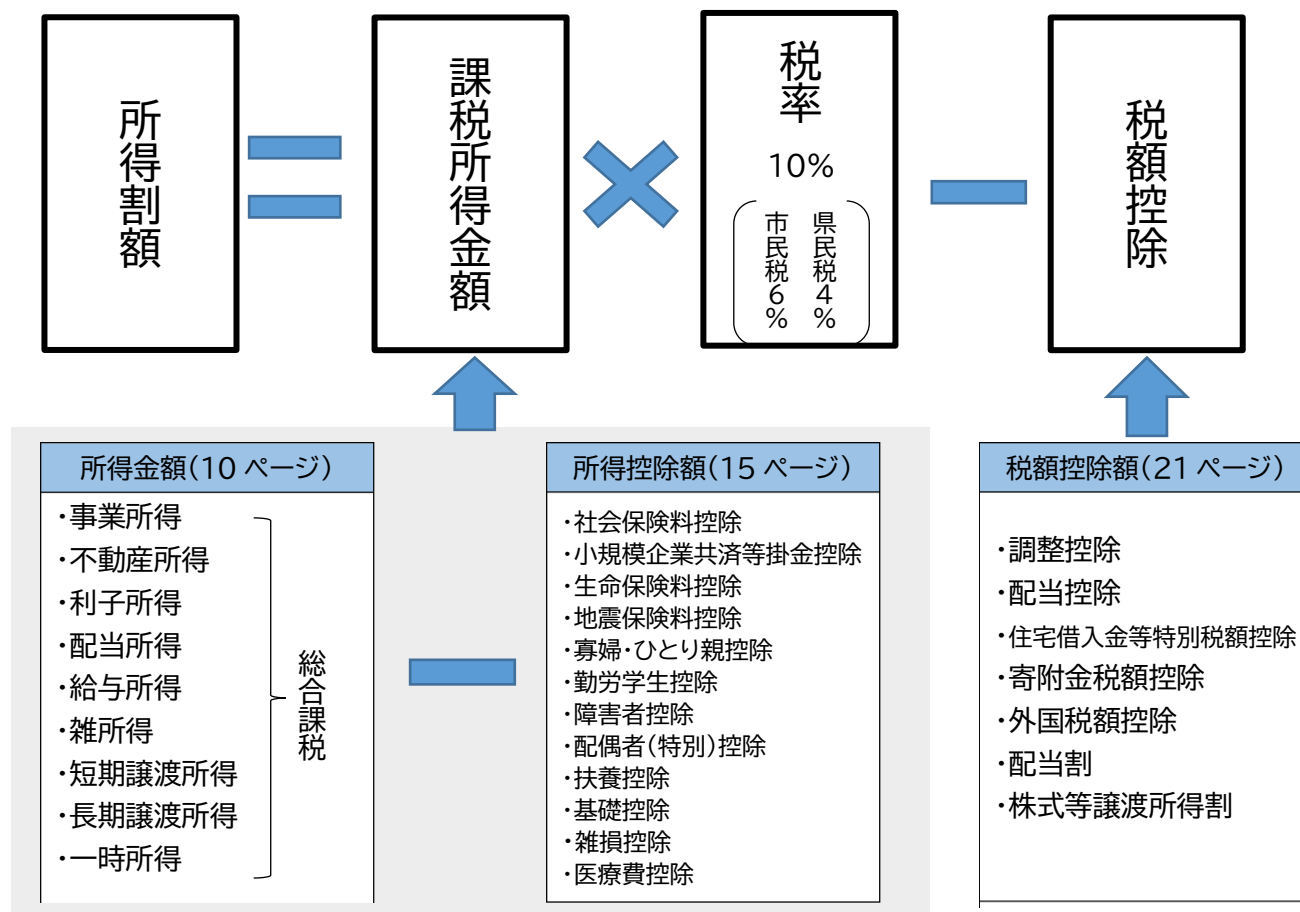
均等割額は、市民税 3,000 円と県民税 1,000 円の合計額 4,000 円(年額)です。



【注】令和6年度より森林環境税(国税)1,000 円が新たに均等割と併せて課税されるため実質負担額は令和5年度以前と変わりません。詳しくは44ページを参照してください。

(2) 所得割

所得割額は、一般的に所得金額から所得控除額を差し引いた課税所得金額に税率 10%(市民税 6%・県民税 4%)をかけて求めます。



【注】土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得、上場株式の配当所得、先物取引に係る雑所得等、山林所得、退職所得がある場合は、他の所得と切り離して(分離課税)、それぞれ定められた税率により税額を計算します。詳しくは 9 ページを参照してください。

【注】配当所得や株式等の譲渡所得は、その所得の内容によって、課税方式(総合課税・分離課税・申告不要)を選択することができる場合があります。詳しくは 41 ページを参照してください。

分離課税税率表

所得の種類		住民税		所得税※	
		市民税	県民税		
分離短期譲渡	一般		5.4%	3.6%	30%
	国、地方公共団体に対する譲渡(軽減)		3%	2%	15%
分離長期譲渡	一般	一律	3%	2%	15%
	優良住宅地等に係る長期譲渡所得(特定)	20,000,000 円以下	2.4%	1.6%	10%
		20,000,000 円超	(課税長期譲渡所得金額 - 20,000,000 円) × 3% + 480,000 円	(課税長期譲渡所得金額 - 20,000,000 円) × 2% + 320,000 円	(課税長期譲渡所得金額 - 20,000,000 円) × 15% + 2,000,000 円
	所有期間 10 年超居住用財産(軽課)	60,000,000 円以下	2.4%	1.6%	10%
		60,000,000 円超	(課税長期譲渡所得金額 - 60,000,000 円) × 3% + 1,440,000 円	(課税長期譲渡所得金額 - 60,000,000 円) × 2% + 960,000 円	(課税長期譲渡所得金額 - 60,000,000 円) × 15% + 6,000,000 円
株式等譲渡	上場株式等		3%	2%	15%
	上記以外		3%	2%	15%
上場株式等配当			3%	2%	15%
商品先物取引			3%	2%	15%
山林			6%	4%	(課税山林所得金額 × 1/5 × 総合課税税率) × 5
退職			6%	4%	総合課税分に同じ

《参考》所得税(総合課税)税率表

課税総所得金額	税率※	速算控除表
1,000 円 ~ 1,950,000 円	5%	—
1,950,001 円 ~ 3,300,000 円	10%	97,500 円
3,300,001 円 ~ 6,950,000 円	20%	427,500 円
6,950,001 円 ~ 9,000,000 円	23%	636,000 円
9,000,001 円 ~ 18,000,000 円	33%	1,536,000 円
18,000,001 円 ~ 40,000,000 円	40%	2,796,000 円
40,000,001 円 ~	45%	4,796,000 円

※復興特別所得税(所得税額の 2.1%)が併せて徴収されます。